【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年11月22日

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石 田 建 昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総合企画部長兼財務企画部長 佐 藤 昌 孝

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総合企画部長兼財務企画部長 佐 藤 昌 孝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、「金融商品取引法」第24条の5第4項及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」第19条第2項第3号の規定(「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(平成25年内閣府令第54号)附則第2条による改正前の内閣府令を準用)に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

- (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容
 - 1 Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited

名称	Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited
住所	Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104
代表者の氏名	山根 秀昭
資本金	5,000百万円(うち出資総額5,000百万円)
事業の内容	会社型投資信託

⁽注)「資本金」欄の「うち出資総額」は、当初の投資資金の総額であります。

2 Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited

名称	Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited
住所	Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104
代表者の氏名	山根 秀昭
資本金	64,226千米ドル(うち出資総額64,226千米ドル)
事業の内容	会社型投資信託

⁽注) 「資本金」欄の「うち出資総額」は、当初の投資資金の総額であります。

- (2) 当該異動の前後における当社所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主 等の議決権に対する割合
 - 1 Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited

議決権の数

(異動前) 1個 (うち間接保有1個)

(異動後) - 個 (うち間接保有 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

(異動前) 100% (うち間接保有100%)

(異動後) - % (うち間接保有 - %)

2 Tokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited

議決権の数

(異動前) 1個 (うち間接保有1個)

(異動後) - 個 (うち間接保有 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

(異動前) 100% (うち間接保有100%)

(異動後) - % (うち間接保有 - %)

(3) 当該異動の理由及び年月日

Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited及びTokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited

異動の理由

Tokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limited及び同社のマスターファンドであるTokai Tokyo Asia Renaissance Master Fund Limited(いずれも当社の連結子会社である東海東京シンガポールが運用していたファンド)は、当社の連結子会社である東海東京証券株式会社がTokai Tokyo Asia Renaissance Fund Limitedに対する投資資金を平成25年5月に全額解約したことにより、運用資産の全額を返還しました。この結果、当該2社のいずれも資本金の額が当社の資本金の額の100分の10未満となり、特定子会社に該当しないこととなりました。また、当該2社は、平成25年11月の清算結了に伴い、いずれも当社の子会社に該当しないこととなりました。

異動年月日

平成25年11月22日

以 上